

「デジタル化を見据えた行財政適正化計画」進捗一覧表

令和8年3月31日 現在

項 目	実 施 方 針	取 り 組 み 内 容	実施時期			進 捗 状 況（令和7年度末時点）	担当課・局名
			R7	R8	R9以降		
1 デジタル化に向けた業務の見直し	(1) 電子決裁の導入	意思決定の迅速化やペーパーレスの推進を図る。			○	・他自治体の状況を調査したが、利用率が10%と低調とことから、費用対効果についても調査研究を進める。	全庁
	(2) 電子入札制度の導入	事務の迅速化や業者の負担軽減を図る。			○	・導入に向けて調査研究中。	財政課
	(3) 電子契約の導入	事務の迅速化や業者の負担軽減を図る。			○	・導入に向けて調査研究中。	財政課
	(4) 各種文書の電子化	文書を電子化することにより、文書の速達性の向上や郵送代の軽減を図る。			○	・文書の施行上、押印を要する文書について、文書としての効力が担保できるのかどうか調査研究を進める。	全庁
	(5) 行政手続のオンライン化	窓口来庁の負担軽減や職員のデータ管理の効率化を図る。 例 1) みやぎ県南中核病院タクシー利用助成の申請 2) 健（検）診一括申し込み 3) 船岡・槻木コミュニティプラザ利用申請 など			○	・令和8年度から、電子計算組織を利用した補助金の申請を可能とするため、柴田町補助金等交付規則を改正した。（財政課）	全庁
	(6) 町長へのメッセージ用ハガキの全戸配布の見直し	町が全戸配布を行っている町長へのメッセージ用ハガキを廃止し、メールによる受付とし、デジタル化へシフトする。		●		・実施に向け広報紙・住民懇談会等にて周知・意見聴取を行った。令和8年度から町長へのメッセージ用ハガキを廃止し、メールによる受付とする。一般のハガキによる受付は継続する。	まちづくり政策課
	(7) 広報しばた・お知らせ版の発行回数等の見直し	紙版の掲載内容を見直し、イベント等の告知記事をLINE配信へと移行する。 令和8年度から広報しばたとお知らせ版を一本化し、隔月発行とする。		●		・実施に向け広報紙・住民懇談会等にて周知・意見聴取を行った。令和8年度から広報しばたとお知らせ版を一本化し、隔月発行とする。	まちづくり政策課
	(8) 議会だよりの全戸配布の見直し	広報しばたと同様に、紙版掲載内容を見直すとともに、議会活動等の周知記事については、SNS配信の強化等を図る。			○	・R7.7月に、議会だよりインターネット配信に「ちいき本棚」を導入した。 ・インターネットが利用できない世帯への対応については、引き続き要検討。	議会事務局
	(9) 冠水センサーの導入	道路の冠水状況を把握し、目視によるパトロールの時間を省くため、冠水センサーを導入する。		○		・R7.6月 実験に参加している自治体を視察し、調査・研究を行った。 ・R7.7月 国交省に実証実験の参加希望を伝えたが、R7年度の募集に空きがなく、次年度以降のエントリーとなっている。 ・R8.3月 現在は、ほか方式との組み合わせも調査・研究しながら、国の動向を注視している。	都市建設課
	(10) 各課独自のシステム（住宅管理システムなど）、住基システム（COKAS）の一本化	令和7年12月の住基システム（COKAS）の標準化システム切替に伴い、町営住宅住宅管理システム（住まいる8）の改修（システムの本体化）を図る。			○	・町営住宅管理システムは、標準化システムの対象外となっている。住基システム（COKAS）の中に組み込まれている町営住宅住宅管理システムは、現在使用している住まいる8に比べて使い勝手が悪く、標準化システムの対象外となっていたため、標準化システムに移行していない。テクノ・マインド㈱が関わっている市町村で、令和7年12月に住まいる8から標準化システムに移行した市町村はない。	都市建設課

項 目	実 施 方 針	取 り 組 み 内 容	実施時期			進 捗 状 況（令和7年度末時点）	担当課・局名
			R7	R8	R9以降		
1 デジタル化に向けた業務の見直し	(11) 回覧板の見直し	令和8年度からは、回覧板を使った町からの情報提供から、順次デジタル媒体による情報提供へと移行する。		●		・ 令和8年度から、回覧を利用した町からの情報提供を廃止した。	全庁
	(12) 生成AIの活用	無料で使用可能な生成A I を活用し、添削にかかる時間の短縮を図る。	○			・ 令和7年度中に生成AIの庁内導入の検証を行った。令和8年から全庁利用することで業務効率化を図る。（まちづくり政策課）	全庁
	(13) ロゴチャットの活用	ロゴチャットによる連絡・報告により、情報伝達の迅速性の向上を図る。			○	・ クマの目撃情報及び対応状況について、ロゴチャットにより情報の共有を図った。（農政課）	全庁
2 組織の再編	(1) スポーツ振興課と生涯学習課の統合	社会教育に関する事務を所管する生涯学習課とスポーツ振興課を統合し、指揮命令系統を一本化することにより、組織のスリム化を図る。	●			・ 「柴田町教育委員会行政組織規則」等を改正。令和8年4月1日施行により「生涯学習課」及び「スポーツ振興課」を統合し、「スポーツ文化振興課」を設置。	総務課
3 人件費の抑制	(1) 55歳に達した職員の昇給停止	55歳に達した職員の昇給を停止することで、人件費の抑制を図る。			○	・ 引き続き検討中。	総務課
	(2) 消防団員の定数見直し	令和7年4月1日現在、消防団員の定数は300人だが実際の団員数は234人となっている。今後、消防団員定員数を250人とし、消防団退職組合負担金の抑制を図る。	●			・ 令和7年度12月議会で、柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を改正し、300人から250人に改めた。	総務課
	(3) 生活支援コーディネーターの配置の見直し	1層コーディネーターと2層コーディネーターを兼務することで、人件費の抑制を図る。		●		・ 委託先の柴田町社会福祉協議会と協議し、1層コーディネーターが2層コーディネーター業務を兼務することで同意を得たため、令和8年度は2層コーディネーター2名削減し、1層コーディネーター1名体制とする。	福祉課
	(4) 農業生産組合連合会長の人数の適正化	水田農家の減少により、連合会長の人数を現行の24名から19名に減らし、報償費の抑制を図る。		○		・ 連合会長と協議を継続中。	農政課
	(5) 農地利用適正化推進委員の適正化	ほ場整備による農地の集約化が進展したため、農地利用最適化推進委員を9人から6人に適正化を図る。	●			・ 令和7年度9月会議において、「柴田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」を改正し、農地利用最適化推進委員の定数を9人から6人に改めた。	農業委員会
4 事務・事業の見直し	(1) 町総合防災訓練の実施頻度の見直し	総合防災訓練→消防団水防訓練→職員避難所設置訓練をローテーションで実施し、多様な訓練を実施する。		●		・ 今年度は、消防団を対象とした水防訓練を実施（令和8年6月実施）。	総務課
	(2) 行政区長連絡会議の開催頻度の見直し	年4回の行政区長会議を、行政区長改選の年度を除き、年3回に減らし、業務の軽減を図る。		●		・ 令和8年度は年3回（4.9.12月）で開催することを区長会役員会で説明済み。	総務課
	(3) 新春交歓会の見直し	開催方法等を見直し、会費の抑制や経費の削減を図る。		○		・ 令和7年度は、検討の結果従来どおりの開催方法とした。参加者からは概ね好評だったが、令和8年度の開催方法は再度検討する。	総務課

項 目	実 施 方 針	取 り 組 み 内 容	実施時期			進 捗 状 況（令和7年度末時点）	担当課・局名
			R7	R8	R9以降		
4 事務・事業の見直し	(4) 弔電先の見直し	一般町民への弔電を廃止し、自治功労者及び町政功労者に限定する。		●		・ 令和8年度より一般町民への弔電を廃止し、代わりに死亡手続のために町民環境課窓口へ来られた家族等へ、「哀悼の言葉」を手渡しすることとした。	総務課
	(5) 確定申告期間中における相談業務会場の見直しなど	令和8年度から槻木地区の申告受付会場を槻木生涯学習センターに集約し、相談業務の効率化を図る。会場の見直しに合わせ、e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用した申告の普及を図る。		○		【申告会場の集約】 ・ 令和8年度町民税・県民税所得申告相談の案内文書で周知したほか、相談期間中にはチラシと声掛けによる周知も実施。 【電子申告の普及】 ・ 申告相談会において来場者自らがスマホを利用して申告書を作成支援を行いe-Tax申告の推進を図った。 ・ 令和8年1月からは、町民税・県民税の電子申告がスタートしマイナポータル経由でeLTAXにより申告が可能になった。	税務課
	(6) 健康づくり事業の見直し	参加者の減少及び固定化する傾向にあるため、事業の統合などを実施する。		○		・ 令和8年度の事業実施に向け、生活習慣病予防教室と運動普及講座の統合後の事業内容に関する協議及び準備を進めた。	健康推進課
	(7) しばた健康づくりポイント事業の見直し	健康に関する重点対策などに対象を絞るなど、事業の明確化や参加しやすい環境整備を図る。			○	・ 令和7年度末で事業を終了し、運動の定着化を目指し、令和8年度から新たな事業実施に向け、アプリを活用した若い世代も参加しやすい事業の検討及び準備を進めた。	健康推進課
	(8) 健（検）診の見直し	健（検）診の効率化を図るため、日程や会場を縮小する。		○		・ 胃がん検診は昨年より2日少ない日程で実施した。今後、特定健診や結核・肺がん検診でも、昨年より2日少ない日程で実施予定。また、骨粗しょう症検診は、特定健診実施日と併せて実施予定。	健康推進課
	(9) 国民健康保険高額療養費の支給申請手続の簡素化	申請方式から、原則、自動で支給ができるようにシステムを変更することで、申請者の利便性と職員の事務軽減を図る。	●			・ 令和8年1月に要綱を施行し、2月から簡素化の申請を受付を開始し、3月末で対象者が約300件中150件が自動振込されたことから、窓口来庁者や郵送申請が減少し、来庁者対応や事務処理が軽減された。	健康推進課
	(10) 乳幼児健診の回数の見直し	出生数が減少しているため、年48回の実施から年32回程度に回数を減らし、職員の人件費、医師の報償費を抑制する。			○	・ 役場庁舎付属施設整備工事による庁舎駐車場台数の制限に伴い、保健センターから船泊こどもセンターへ会場を変更し、年43回実施した。会場変更に伴う日程調整及び駐車場台数の制限を加味し、令和8年度は年39回実施予定。	健康推進課
	(11) 社会を明るくする運動推進委員会総会並びに街頭活動の見直し	総会を書面開催とし、事務負担の軽減を図る。年2回の運動を年1回に減らす。	●			・ 総会は幹事会（役員会）に諮ったのち、書面開催で実施。街頭キャンペーンは、従来2回だったものを駅前啓発活動の1回として実施した。	福祉課
	(12) 家族介護用品支給事業の支給額の見直し（月5,000円）	介護保険特別会計から一般会計へ移行した後も支給継続を可能とするため、給付の適正化を図る。			○	・ 令和9年度からの実施方法変更を見据え、他自治体における支給状況の調査を実施し、これに係る令和8年度の実施計画を立てた。	福祉課
	(13) 子育て支援拠点の拡大	槻木地区で子育て支援拠点事業を実施し、児童館の子育て支援事業を分担することで、児童館職員・事業の負担軽減を図る。			○	・ 令和7年度に事業開始に向けた民間事業者の動きがあったが、事業用地の確保ができず断念。令和8年度も継続して、開設に向けて支援に取り組む。	子ども家庭課

項 目	実 施 方 針	取 り 組 み 内 容	実施時期			進 捗 状 況（令和7年度末時点）	担当課・局名
			R7	R8	R9以降		
4 事務・事業の見直し	(14) 集落座談会（減反説明会）の開催回数の見直し	各会場における出席者が年々減少しているため、船岡地区と槻木地区での2回開催とする。	●			・ 予定通り2回開催実施とした。	農政課
	(15) スポーツ賞の見直し	現行の基準では、近代の多種多様な競技種目の好成績に対して表彰することができないため、幅広く表彰できるように顕彰要綱における大会等の基準の見直しを図る。	●			・ 令和7年11月1日施行として、「柴田町スポーツ賞顕彰要綱」を改正。	スポーツ文化振興課
5 事務・事業の廃止・統合・民間委託	(1) 交通及び防犯灯の工事及び修繕事務の統合	工事及び修繕業務に精通した都市建設課に集約することで効率化を図る。			○	・ 複数の業務が想定以上に複雑に絡み合っており、単一の業務を切り出すことが困難であり、洗い出しに時間を要す。	まちづくり政策課 総務課
	(2) オープンガーデン事業の廃止	町が支援するオープンガーデンは令和8年度で終了する。令和9年度以降、事業を廃止し自主的な開催に移行する。			○	・ 各オーナーに対し、令和8年度で終了する旨の説明を行い、了承を得ている。今後は、自主的な開催に対する支援方法について協議する。	まちづくり政策課
	(3) デマンド交通運行事業の運営主体の変更	利用者の利便性とタクシー事業者の経営安定化を考慮し、現在の予約システムの契約が満了する令和11年度からの運営主体を変更する。			○	・ 委託可能なタクシー事業者として、岩沼市のデマンドタクシーを運行している稲荷タクシーを候補者として検討を進めている。	まちづくり政策課
	(4) ゆるぱらの移転	令和10年4月にイオンタウン柴田から（仮称）地域交流センターに移転する際、運営管理事業者を公募する。			○	・ 令和8年度からの（仮称）エリアマネジメント協議会設立支援事業において、管理運営体制を検討するもの。	まちづくり政策課
	(5) 公図交付業務の廃止	町に公図交付の義務がないことから、交付業務を廃止する。		●		・ 地番や場所などの確認だけであれば、税務地図情報システムの閲覧で対応する。（無料） ・ 令和8年1月からお知らせ版・ホームページ・税務課窓口により廃止の周知を行い、令和8年3月末日に税務証明交付申請書・ホームページを修正した。令和8年4月1日から廃止とする。	税務課
	(6) 納税貯蓄組合事務補助金の見直し	普通徴収における納税組合による収納額の占める割合は2.1%となっているため、今後、コンビニ納付や口座振替への切り替えを勧める。			○	・ 補助金については令和9年度までとすることを組合に説明するための準備をしている。	税務課
	(7) 集団狂犬病予防注射の廃止	これまでも接種会場を減らしてきたが、特に苦情はないことから、令和7年度をもって廃止する。	●			・ 令和7年度をもって廃止。	町民環境課
	(8) 生ごみ処理容器設置補助の廃止	制度化から20年以上経過していることから、令和7年度をもって廃止する。	●			・ 令和7年度をもって廃止。	町民環境課
	(9) 敬老祝金等の見直し	平均寿命の上昇、高齢者数の増加により対象者数が増加する一方で、担い手不足により敬老会の開催が困難な地区や区長の負担感が大きくなっていることから見直し（88歳を廃止、100歳は継続）を行う。			○	・ 住民の理解を得る必要があるため、引き続き調査研究を行っていく。	福祉課

項 目	実 施 方 針	取 り 組 み 内 容	実施時期			進 捗 状 況（令和7年度末時点）	担当課・局名
			R7	R8	R9以降		
5 事務・事業の 廃止・統合・ 民間委託	(10) 高齢者サークル活動支援委託料の廃止	旧羽山荘利用サークル2団体への激変緩和策として導入した経緯があるが羽山荘廃止後18年経過しているため、令和7年度で事業を終了する。	●			・サークル代表者に対し、対面にて説明を行い、活動支援終了の了承を得た。町の活動支援終了後も各サークル活動の継続意向が確認されたことから、施設使用料減免は継続することとした（福祉課対応）。 ・要綱の廃止（R8.4.1施行）。	福祉課
	(11) むつみ学園の廃止	令和7年度末をもって廃止し、1か月程度清算業務委託をする。	●			・令和8年3月31日で閉園。 （令和8年4月30日で清算業務完了済。）	子ども家庭課
	(12) 保育所等の民営化	令和10年度に槻木保育所を民営化する。 その後は、西船迫保育所の民営化を図る。			○	・優先交渉権者として社会福祉法人どろんこ会を選定し、令和8年度から槻木保育所の民営化に向けて協議を進める。 ・加えて児童館・放課後児童クラブの民営かについて検討を進める。	子ども家庭課
	(13) 船岡駅、槻木駅2階請願改札口の無人化	（仮称）船岡駅観光交流センターへの改修終了後、船岡駅については、2階請願改札口の無人化を図る。 槻木駅については、令和8年4月1日から無人化とする。		○		・槻木駅の無人化については、R8.4.1から実施。船岡駅については令和9年度からの実施に向けて今年度JRと協議していく。	商工観光課
	(14) 指定管理施設の見直し（観光施設）	スロープカー更新後の指定管理施設の管理運営について、サウンディング調査の結果を踏まえ見直しを図る。			○	・令和8年度中にサウンディング調査を実施予定。その結果を活用し、指定管理施設の管理運営の見直しを図る。	商工観光課
	(15) ほ場整備水田維持管理交付金の廃止	要綱の附則により令和8年度で終了する。		○		・令和7年度事業実施。令和8年度をもって廃止。	農政課
	(16) 海老穴地内補償工事の廃止	対象者の後継者が耕作していないため、ここ数年は工事を実施しておらず、令和7年度で廃止する。	●			・令和7年度で廃止。新年度予算計上なし。	農政課
	(17) 太陽の村指定管理の見直し	令和7年度にサウンディング調査を実施し、調査結果を踏まえ現行の指定管理を見直す。	○			・令和7年度にサウンディング調査を2回実施し、提案事項がなかったため、令和8年度も実施予定。	農政課
	(18) 町営住宅管理業務の委託（県住宅供給公社）	県住宅供給に委託することで、滞納整理を強化する。			○	・県、沿岸部市町（災害復興住宅建設自治体）：県住宅供給公社へ委託 角田市：R7年度から、委託費約25,000千円（簡易修繕、要望処理、収納、滞納対応含む）で県住宅供給公社へ委託。公社へのシステム移行費約10,000千円。 ⇒委託について、近隣市町や委託内容、ニーズ調査等を引き続き進める。	都市建設課
	(19) 新入学児童交通安全記念品（防犯ブザー）配布の廃止	新入学児童への記念品として町教委から黄色い帽子を贈っているが、防犯ブザーは、既に持っている児童もいることから廃止する。	●			・防犯ブザーは令和7年度で終了とし、黄色い帽子を記念品として贈る事業のみ継続している。	教育総務課

項 目	実 施 方 針	取 り 組 み 内 容	実施時期			進 捗 状 況（令和7年度末時点）	担当課・局名
			R7	R8	R9以降		
5 事務・事業の廃止・統合・民間委託	(20) 地域づくり推進協議会への補助の見直し	役員のなり手不足、参加者の減少、事業内容がパターン化していることから、改めて社会教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後の事業の内容について見直しを図る。		●		・ 全ての地域づくり推進協議会への補助は廃止。 ※参考 1東船岡地区ふるさとづくり推進協議会：令和2年度から 2柴小地区地域づくり推進協議会：令和7年度から 3槻木地域づくり推進協議会：令和8年度から 4船迫小地区ふるさと運動推進協議会：令和8年度から	スポーツ文化振興課
	(21) 体育館及び生涯学習施設の指定管理または業務委託	社会教育（体育）施設のあり方及び運営方法について、民間活力の導入を図る。 公民館は社会教育法に基づく施設であるため、すべての業務を委託することはできないので、指定管理の可能性について調査する。			○	・ 体育施設については、令和8年2月に法人格を取得した柴田町総合型地域スポーツクラブや柴田町体育協会、スポーツ少年団等の調査・検討を進めていく。また、公民館については、社会情勢の変化や多様化する住民ニーズに柔軟に対応するため、民間事業者のノウハウや活力を導入する可能性も含め、広い視点で調査・検討を進めていく。	スポーツ文化振興課
6 負担金・補助金の見直し	(1) 東北こども博負担金の見直し	開催15回目となる節目の年が令和8年度となることから、同年度で町補助は終了とする。		○		・ R7.9.26に、仙台大学こども博担当者（学生支援課長）に、令和9年度からの負担金終了について打診した。仙台大学からの正式な回答はまだ得ていない。	まちづくり政策課
	(2) 地域づくり交付金 うち敬老会事業に係る交付金額の見直し	多くの行政区では、敬老会事業の補助対象（75歳以上の人数）と敬老会招待の対象（77歳以上）に整合性が取れていない。令和7年度以降順次対象年齢を引き上げ、77歳以上を補助対象とする。		○		・ 要綱を改正し、敬老会事業の補助対象を令和8年度は76歳以上とし、令和9年度から77歳以上とする。	まちづくり政策課
	(3) 国民健康保険被保険者のがん検診等に係る自己負担料助成額の廃止	現在、国民健康保険被保険者のがん検診等の自己負担額を約半額助成しているが、他保険者との公平性を保つため、助成金を廃止する。 （参考：令和6 各種検診 助成金計約290万円（@200円～@1,800円、延べ約2350人）			○	・ 令和9年度から助成金を廃止するため、令和7年12月に全世帯へ送付した「令和8年度のがん検診等の意向確認書」の本文で、助成金の廃止の件を掲載し、対象者全員に周知した。	健康推進課
	(4) 老人クラブ連合会への補助基準額の見直し	連合会の活動内容の精査及び県内の市町村の状況を勘案した上で補助額を見直す。		●		・ 役員等に対し、対面にて説明を行い、令和8年度の補助金額の見直し（254千円+会員数×300円）について了承を得た。 ・ 要綱改正（R8.4.1施行）。	福祉課
	(5) 老人クラブへの補助金の見直し	補助金額以上に繰越金がある老人クラブに対しては、令和8年度の交付を一旦停止する。		●		・ 全老人クラブから対面で聞き取りした結果、町補助金については「補助対象事業」として適切に充当され、適正に執行されているとの事。令和8年度は繰越額に関わらず、提出された事業計画書の内容を確認の上補助金を交付する方針とした。 ・ 要綱改正済み（適正給付のため、補助対象外経費も明記）。	福祉課
	(6) 町商工会活動事業費補助金の見直し	例年と同様の事業内容で、旧態依然とした事業展開となっていることから、令和8年度から減額する。		●		・ 商工会と協議し、令和8年度から補助金の減額を実施した。	商工観光課

項 目	実 施 方 針	取 り 組 み 内 容	実施時期			進 捗 状 況（令和7年度末時点）	担当課・局名
			R7	R8	R9以降		
6 負担金・補助金の見直し	(7) 町商工会運営費補助金の見直し	令和8年度から運営費補助を減額する。		●		・ 商工会と協議し、令和8年度から補助金の減額を実施した。	商工観光課
	(8) みやぎ大菊花展柴田大会事業補助の廃止	高齢化による菊づくりの担い手不足や菊花展の会場設営が困難となってきたことから、令和7年度をもって補助を終了とする。	●			・ 令和7年度でみやぎ大菊花展柴田大会が終了したことに伴い、補助も終了。令和8年度から規模を大幅に縮小し、菊花展覧会を開催予定でそちらに対して補助をする予定。	商工観光課
	(9) 町女性地場産振興会補助の見直し	年々会員の高齢化が進み、活動も旧態依然としていることから、補助金の見直しを行う。	●			・ 令和7年度で廃止。新年度予算計上なし。	農政課
	(10) 水稻病虫害防除対策事業補助の見直し	活動が旧態依然としていることから、補助金の見直しを行う。		○		・ 柴田町水稻病虫害防除推進協議会と協議継続中。	農政課
	(11) スポーツ競技全国大会等出場助成の見直し	助成基準が明確ではないので、他の自治体と比較した上で、適正な助成額とする。		●		・ 令和8年4月1日施行として、「スポーツ競技又は文化活動の全国大会等に出場する児童生徒に対する助成金交付要綱」を廃止し、新たに「柴田町児童生徒に対するスポーツ競技又は文化活動の全国大会等出場褒賞金交付要綱」を制定。担当課については、教育総務課からスポーツ文化振興課に統一した。	教育総務課 スポーツ文化振興課
7 使用料・手数料の見直し	(1) 生涯学習施設の使用料の見直し	物価やエネルギーの高騰により、維持管理コストが上昇していることから、令和8年度から使用料については、約20%の引き上げを行う。		●		・ 令和8年4月1日施行として、「柴田町公民館条例」等を改正。	スポーツ文化振興課
	(2) 社会体育施設及び学校体育施設の使用料の見直し	物価やエネルギーの高騰により、維持管理コストが上昇していることから、令和8年度からの使用料について、約20%の引き上げを行う。		●		・ 使用料のほか、開放する日や時間等を見直し、令和8年4月1日施行として、「柴田町体育施設条例」等を改正。	スポーツ文化振興課
	(3) 自転車駐車場使用料の見直し	近隣市町では一番安い使用料となっているため、令和8年度から適正な額に見直しを図る。令和7年度12月会議で関係条例の改正条例を上程する。		●		・ 令和8年度からの新料金体系への移行に向けて、新料金の周知広報、料金案内板や自動券売機の更新を行い、新たな受付体制を構築した。	都市建設課
	(4) 船岡駅、槻木駅コミュニティプラザ使用料の見直し	維持管理コストが上昇していることから、使用料を2割程度引き上げる。令和7年度12月会議で関係条例の改正条例を上程する。 町内：（現行）310円／h→（改正案）380円／h 町外：（現行）470円／h→（改正案）580円／h		●		・ 令和7年12月会議で柴田町コミュニティプラザ条例の改正を行い、船岡駅、槻木駅コミュニティプラザ使用料を令和8年4月から町内380円/h、町外570円/hに改めた。	商工観光課
	(5) デマンド型乗合タクシー利用料の見直し	物価やガソリンの高騰、労務単価の上昇により、持続可能な料金体系に見直す。			○	・ 近隣市町の利用料等について調査した結果、現行の利用料で事業を実施していく予定。	まちづくり政策課
	(6) 産後ケア事業の利用料の見直し	宮城県が令和8年度から集合契約の利用者負担額の統一を目指しているため、町も同様に見直す。			○	・ 宮城県の動向を注視しているが、現在のところ動きは見られない。	健康推進課

項 目	実 施 方 針	取 り 組 み 内 容	実施時期			進 捗 状 況（令和7年度末時点）	担当課・局名
			R7	R8	R9以降		
7 使用料・手数料の見直し	(7) スロープカー利用料金の見直し	スロープカーの車両更新に合わせ、利用料金の上限額を見直し、更新後に新たな料金体系とする。			○	・ 同種施設の料金設定を参考に、新車両運行までに指定管理者である柴田町観光物産協会と新たな料金体系について協議を進める。	商工観光課
	(8) 道路占用料の見直し	令和7年度3月会議で手数料条例の改正条例を上程する。		●		・ 令和7年度3月会議に上程し可決された。 令和8年度より、新占用料で徴収する。	都市建設課
	(9) 公園占用料の見直し	近年、団体等によるイベントの利用回数が増加しており、継続的な公園環境を提供するために、公園使用料を見直す。		○		・ 公園占用料については、道路占用料を準用して算出しており、改正道路占用料条例が令和7年度3月会議で可決されたことにより、令和8年度から新占用料で徴収する。また、公園使用料については、近隣自治体の料金の設定状況や物価動向を踏まえ、料金改定に向けた検討を進めて行く。	都市建設課
	(10) 生涯学習施設、社会体育施設及び学校体育施設の使用料の減免	総合体育館に準じ、受益者負担の原則を踏まえ、減免規定を見直す。	●			・ 令和8年4月1日施行として、使用料の見直しとあわせて総合体育館に準じて減免規則を改正した。	スポーツ文化振興課
	(11) 部活動地域クラブへの移行（展開）	休日の部活動は、令和10年度以降、地域へ完全移行することとし、完全移行後は原則として受益者負担とする。平日の部活動も準備が整い次第地域に移行していく。			○	・ 令和10年度から土日の部活動を地域へ完全移行予定。 ・ R8.3.31時点で8種目10団体のクラブが活動している。その他、3団体と令和8年度活動開始に向け調整中。	スポーツ文化振興課
	(12) 排水施設等工事申請に係る検査手数料の徴収	水道施設の工事完了検査と同様に、下水道条例を改正し、排水施設の工事完了検査についても手数料を徴収する。			○	・ 仙南2市7町では、現在手数料を徴収しているのは白石市のみとなっており、他の自治体では徴収していない。 宮城県下水道事業広域化・共同化検討会（県南ブロック4市9町）においても徴収の可否について検討している。	上下水道課
8 収入の確保	(1) 基金の債券等での運用益の確保	債券等に関する知識の習得、運用にあたっての町の方針等を決定する。		○		・ 資金を安全かつ効率的に運用できるよう、指針を策定中。	会計課及び基金関係課
	(2) ふるさと納税寄附額増収に向けたプロモーションの実施	リアルイベント等で直接寄附者に寄附を呼びかける。	●			・ 都内で開催されるふるさと納税リアルイベントへ令和7年9月中に2度出展を行い、当町返礼品のPRを行った。（まちづくり政策課）	全庁
	(3) 各印刷物（配付物）への広告掲載の拡大	印刷物（配布物）に広告を掲載することで広告収入の増を図る。		○		・ 広告収入を得るために係る費用の面からも調査研究を行っていく。	全庁
	(4) 庁舎や施設での広告スペースの設置（例：EV）	公共（公用）施設に広告を掲載することで、広告収入の増加を図る。		○		・ 庁舎内における広告掲出場所の検討を行った。広告収入を得るための費用対効果の面からも調査研究を行っていく。（財政課）	全庁
	(5) 町有地の売却及び貸付け	税外収入の確保を図るため、未利用町有地の処分及び貸付を行う。		○		・ 民間事業者から幅広く意見や提案をもらえるよう、柴田町サウンディング型市場調査の手引きを策定した。	財政課
	(6) 上下水道管路等配管図等の有料化	業者に資する帳票類のため、地籍調査の成果に準じた料金水準で徴収する。		●		・ 令和8年4月1日より導入済。	上下水道課

項 目	実 施 方 針	取 り 組 み 内 容	実施時期			進 捗 状 況（令和7年度末時点）	担当課・局名
			R7	R8	R9以降		
8 収入の確保	(7) 地籍調査成果図手数料の見直し	令和7年度3月会議で手数料条例の改正条例を上程する。		○		・ 近隣市町の手数料を調査した結果、当町は同額の手数料であったため、条例改正の上程を見送り、引き続き近隣市町の動向を調査することとした。	都市建設課
9 外郭団体等に対する支援の見直し	(1) しばた桜まつり実行委員会事務局及び「花のまち柴田」イベント開催実行委員会事務局の変更	柴田町観光物産協会の主体性、自立性を育成するために、事務局を移行する。		●		・ 「2026しばた桜まつり」からしばた桜まつり実行委員会の事務局を柴田町観光物産協会とした。また、イベント開催実行委員会の事務局も柴田町観光物産協会へ移行した。	商工観光課
	(2) 花き販売イベントに係る事業主体の変更	柴田町観光物産協会に観光と物産が連動した中での観光戦略を担ってもらう。		●		・ 令和8年度から、カーネーション、トルコギキョウ、ポットマム、シクラメン、クリスマスローズの各販売会を柴田町観光物産協会を主体として実施することになっている。	農政課
	(3) 体育協会の今後のあり方の見直し	スポーツへの関わり方の変化に合わせ、「する」スポーツのみだけでなく、中学校部活動の地域展開への支援等の「支える」スポーツの展開など、今後の協会のあり方や協会に加盟している団体の活動振興費等の見直しを行う。	●			・ 令和7年5月24日施行として、「柴田町体育協会会則」等を改正。	スポーツ文化振興課
	(4) 総合型地域スポーツクラブへの今後のあり方の見直し	安定的かつ継続的に活動を展開していくために「法人化」を、目指していることから、新事務所や自主財源の確保等、持続可能な組織体制の構築について支援する。	●			・ 令和7年10月1日に事務所を移転し、令和8年2月17日に法人化を取得。持続可能な運営に向け、自主財源の確保を図るため、会員の増加や事業の拡充に向け取り組んでいる。	スポーツ文化振興課
	(5) 社会福祉協議会への補助金の見直し	社会福祉協議会の運営費（人件費）補助について、社会福祉協議会の決算状況等を勘案し、期限を定めて補助率の見直しを行う。		●		・ 従来の補助率を期限付きで見直しを実施した。（95%⇒90%）	福祉課
10 その他の行政経営・働き方改革	(1) 開庁時間外における電話対応	現行の電話機のリース期間が令和8年11月末までとなっていることから、リースの更新に合わせ、自動アナウンス及び通話録音機能が付いた電話機を導入する。		○		・ 現在電話器をリースしているNTT東日本から導入可能または他自治体において導入実績のある機能についてヒアリングを行った。	財政課
	(2) 窓口対応時間の短縮による時間外勤務の抑制	窓口対応の時間を8時45分から16時とし、準備や片付け、窓口以外の事務時間を確保する。		○		・ 令和8年6月1日から令和9年5月31日まで試行実施することを決定した。（庁舎全課・局） ・ 時間変更のチラシを入れたポケットティッシュの配布や開庁時間の変更に ついて庁舎出入口に掲示など庁舎利用者への周知を図った。（財政課）	町民環境課ほか

※実施時期の●は既に実施済み、または実施が決定していることを示す。